

議第四十二号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十一日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第十二の表五の項第九号中「熱膨張」を「高精度熱膨張」に改め、同号イ中「三、七六〇」を「四、九〇〇」に改め、同号ロ中「五、一六〇」を「六、六〇〇」に改め、同項第十六号中「窒素吸着法」を「ガス吸着法」に、「四、六四〇」を「七、九〇〇」に改め、同項第十七号

中「窒素吸着法」を「ガス吸着法」に、「六、五八〇」を「一六、二九〇」に改め、同項中

21	レーザー顕微鏡観察	イ 三次元観察（一か所一枚の写真撮影を含む。）	一件につき	四、三七〇
		ロ 表面観察（一か所一枚の写真撮影を含む。）	一件につき	三、四四〇

を

21	レーザー顕微鏡観察	イ 三次元観察（一か所一枚の写真撮影を含む。）	一件につき	四、三七〇
----	-----------	-------------------------	-------	-------

22 ゼータ電位（粒子分散液）		一件につき	三、 四四〇
	ロ 表面観察（一か所一枚の 写真撮影を含む。）		

に改め、同表備考中「郵送一通につき三〇〇円」を「郵便料金」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

提 案 説 明

高精度熱膨張に係る窯業試験手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。